

2026年度【はにゅう田んぼ部】規約

1. 目的

- 1) はにゅう米の価値や産地の課題を理解し、持続可能な生産と消費を目指す。
- 2) 組合員が生産者と共に責任を持って米を育て、自分たちで収穫した米を分け合って食べる喜びを実感し、気候状況や農作業のことを自分事として、伝えられるようになることを目指す。
- 3) 親子での企画参加を可能とすることで、食育や農業の担い手育成を目指す。
- 4) 組合員同士の交流や生産者との関係性を深める。

2. 条件/対象

- ①1.の目的に同意すること。
- ②添付のはにゅう企画日程「田植え、草取り（8回中2回は必須）、稲刈り、収穫祭」に原則として全て参加できること。（学校行事や体調不良などやむを得ない場合は除く）
- ③緊急（企画延期や中止）連絡や情報共有のため、原則として「はにゅう田んぼ部 LINE オープンチャット」に登録すること。
- ④生活クラブ埼玉の組合員と18歳以上の家族 ※18歳未満の子どもは登録不可（親と一緒に参加は可能）
*但し、年度途中で生活クラブへ加入した新規加入者や、必須の作業に参加できない人にも参加機会を残すため、スポット参加は設ける。（周知方法：生活クラブ埼玉情報紙「COMEONかもん」）
☞スポット参加：組合員とその家族・組合員のお友だち（員外） ※企画ごとに参加費を徴収
- ⑤入部料（登録料）一人3,000円／年度（共同購入代金と共に引落し）

3. 部員の権利

- ①実践圃場で収穫した米を受け取る資格を有し、収穫された米は部員全員で均等に分配する。
- ②本人とその家族は、はにゅう田んぼ部運営委員会が主催する企画には優先的に参加できる。
- ③はにゅう田んぼ部運営委員会が主催する企画には、基本無料で参加できる。
*但し、入部していない家族の参加費は企画ごとに徴収

4. 個人情報の取り扱い

- ①はにゅう田んぼ部の活動を通じて、知り得た個人情報は組合員活動以外では使用しない。
- ②個人情報の取り扱いについては「個人情報保護法」および、生活クラブ埼玉で定めたプライバシーポリシーにそって厳重に管理する。

5. 免責事項など

- ①運営の中断または中止によって生じる損害については、生活クラブ埼玉では責任を負わない。
- ②やむを得ず途中で本企画の内容を変更・改訂する場合がある。

6. イベント保険

- ・部活動中はイベント保険の対象とする。
- ・留意事項：事故のないよう各自注意し参加すること。子どもと一緒に参加する場合は、保護者の管理責任のもとで安全に十分留意すること。

7. 規約の改廃

- ・この規約は共同購入政策委員会で議論し改廃を行う。

2026年度 <はにゆう企画日程>

★参加必須 ☆草取りは8回中2回の参加必須

| 必須 | 企画名 | 日程 | 予備日 | 備考 |
|----|-----------|----------|----------|------------|
| ★ | 田植え | 5/9 (土) | 5/10 (日) | |
| ☆ | 草取り① | 5/23 (土) | 5/24 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ☆ | 草取り② | 5/30 (土) | 5/31 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ☆ | 草取り③ | 6/6 (土) | 6/7 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| | 生き物探し | 6/13 (土) | | |
| ☆ | 草取り④ | 6/20 (土) | 6/21 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ☆ | 草取り⑤ | 6/27 (土) | 6/28 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ☆ | 草取り⑥ | 7/4 (土) | 7/5 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ☆ | 草取り⑦ | 7/11 (土) | 7/12 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ☆ | 草取り⑧ | 9/5 (土) | 9/6 (日) | 8回中2回は参加必須 |
| ★ | 稲刈り | 9/12 (土) | 9/13 (日) | |
| ★ | 収穫祭 (交流会) | 11/7 (土) | | |